

第11章

ロシア

加盟交渉中の国・地域については原則として本報告書の対象外であるが、以下の措置は、加盟交渉中に WTO 協定の基本的方向性に逆行して導入されたものであり、かつ貿易歪曲効果を有する措置であることから、ここで取り上げることとしたものである。

セーフガード

大径溶接管セーフガード調査について ＜措置の概要＞

ロシア政府は、ロシア鉄鋼業界の提訴を受け、2005年2月3日に大径溶接管に関するセーフガード調査を開始した。提訴者は、今後ロシアが重大な損害を被るおそれがあるため、①暫定措置として関税引き上げ(20%)、②最終措置として輸入数量制限(5年間)の措置を求めた。同年4月下旬に公聴会が実施され、我が国も出席し、①日本から輸入されている大径溶接管はロシアでは製造できないものであるため競合しておらず、ロシア国内産業に重大な損害を与えているものではないこと、②ロシア国内産業は明らかに差し迫った重大な損害に直面していないこと、③ロシアは現在 WTO 加盟を間近に控えた国であり WTO ルールに則った適正な手続きが当然求められること、④本件は WTO 協定のセーフガードの発動要件を満たしていな

いことを主張した。

＜国際ルール上の問題点＞

セーフガードの発動要件は、①予見されなかった事情の発展、②輸入の急増、③国内産業の重大な損害または損害のおそれ、及び④輸入急増と損害の因果関係である。ロシア側が主張する「今後育成される、あるいは発展が予想される国内産業の育成や発展の阻害」は WTO セーフガード協定及び先例に照らし、セーフガード発動要件である「重大な損害」には該当しないと考えられるため、公聴会や4月21日中川大臣－フリステンコ露産業エネルギー大臣会合、翌22日の貿易経済日露政府間委員会、10月7日同委員会貿易投資分科会等において問題点を指摘した。また、現時点でロシアは WTO 未加盟国であり WTO セーフガード協定の適用を直接には受けないものの、WTO 加盟に向けた交渉を概ね終了していることから、WTO 協定整合的な措置をとることを要請した。

＜最近の動き＞

日本側から正式調査報告書の内容が確定する前に報告書案に対する反論のための協議を行うことを求めているところ、2005年11月10日にロシア経済発展貿易省から調査報告書案が提示された。11月23日にロシアにて日露政府間協議が行われ、日本側からは、実体面において措

置の対象となる国内産業の状態の著しい全般的な悪化が認められないこと、輸入との因果関係が立証されていないこと、日本製品とロシア製品は同種・直接競合品ではないこと等を詳細に提示した。また、2005年2月の調査開始以降、途中で調査の対象を「損害のおそれ」から「発生済みの損害」に変更したにも拘わらず、11月初めまで関係国等への通知を怠ったことなど、手続面での問題点についても抗議をした。

なお、当初、調査期限は調査開始から9ヶ月以内である11月3日とされていたが、11月18日付で3ヶ月延長された。しかし、延長期限が経過した後になっても、未だ報告書は発出されていない。今後、引き続きロシア政府等の動きを注視していく必要がある。